

平成 24 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成24年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月27日（金） 午後3時から午後4時50分まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム

3 出席委員

川口保子委員長 菅沼昌人委員 馬場順一委員
筏津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
村田道博教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
請井浩二文化課長
加藤貞享文化課参事
夏目昌宏スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 協議・報告事項

（1）新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（2）新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（3）山吉田地区新設小学校名について

（4）学校給食費未納に対する対応について

（5）平成24年新城市成人式の結果について

（6）第36回新城マラソン大会の結果

（7）平成23年度卒業式

日程第4 そ の 他

その他

委員長

それでは、平成24年1月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので12月の定例会と1月の臨時会のご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

教育長

1月の行事たくさんございましたけれども、主な行事は、まず、1月7日に新城市消防出初式が桜淵グラウンドで行われました。千郷中学校少年消防クラブが参加し、消火器を使った消火訓練のほかに、今年は、中学生として初めて、小型ポンプ操法の放水を行いました。女子中学生の指揮のもと、てきぱきと実施でき、参観者から大きな拍手をいただきました。

1月8日には成人式が文化会館大ホールで実施されました。新成人による実行委員会の手で運営され、ゴスペルクワイヤーの新成人を祝う歌声が会場に響き渡り、新成人誓いの言葉が、代表により力強く述べられました。対象者536人中472人が参加し、出席率は88.1%で、例年並みでした。

成人式終了後に開催された臨時教育委員会会議では、12月定例教育委員会会議に引き続いて、山吉田地区新設小学校の学校名について協議しました。地元学区の人々に末永く愛され親しまれ地元を象徴する名前であるためには、地元を決めていただくのが最適との結論に至り、提出された「鳳来南小学校」「山吹小学校」「黄柳川小学校」の3つの校名について、教育委員会会議で出された意見を添えて地元へ回答しました。このほか、新城小学校屋内運動場の改築工事と作手地区の新設小学校についても協議しました。

1月13日には、庭野小学校八名蕎麦給食がおこなわれました「蕎麦づくりの南限」と言われる八名地区で、庭野地区の有志の方々が、学校そばの畑に子供たちとともに蕎麦をつくり、全校児童に掛け蕎麦を提供しました。当日は、4年生の子供たちが割烹姿で、30人近い地元の方々とともに、つなぎを入れて蕎麦粉をこね、包丁で切って、50人以上の手打ち蕎麦をつくりました。種まきから収穫、手回し臼による粉引き蕎麦打ち、会食という一連の活動を続けてきただけに、皆、笑顔で美味しくいただきました。

1月14日、土曜日には「第14回 聞いてください 私の話」が文化会館小ホールで開催されました。小学生、中学生に加えて高校生まで参加して行われる子供の主張会は、新城市の特色でもあります。

21組28人が発表し、自分の思いを言葉に乗せて伝えていました。東日本大震災のこと、戦争と平和のこと、自分の将来や故郷新城のことなど、話題も豊富で聴衆の心をひきつけました。中身のある発表だけに、もっと多くの市民の方々に聞いていただけることを願っています。

1月15日、日曜日には「第36回 新城マラソン大会」が開催されました。昨年の大雪とはうって変わって好天に恵まれました。2,935人という史上最高の申し込みがあり、当日の駐車場を大変心配し、本年から、三菱グラウンドを駐車場としてお借りし、そこからシャトルバスを運行する対策をとり、スムーズに進めることができました。当日の参加者数は、2,675人と、これもこれまでの最高人数でしたが、事故もなく成功裏に終えることができました。これも実行委員をはじめ関係の皆様方のおかげと感謝しております。

ただ、改善すべき点として、選手の皆さんがウォームアップにあとスタートまでの時間が長すぎて、体が冷えてしまったとの声を何人かからお聞きしました。開始当時から続いている、設楽原鉄砲隊演武、紅太鼓実演、東郷西小学校武将隊聖歌入場とあるアトラクションの時間の工夫が必要と考えます。早々に開催されます実行委員会で検討していただけるものと思います。

次に、ゲストランナーとして、シドニーオリンピックの10,000メートル日本代表選手である、高橋千恵美選手を招待し、小学生2キロメートルと、10キロメートルの部に出場いただきました。彼女が被災地である栗原市出身ということで、栗原市の木であるヤマボウシを贈呈していただき、前日14日に総合公園内時計台のそばに記念植樹をいたしました。

1月17日には、山吉田小学校で「学校が元気になる活動推進事業」研究会が開催されました。

新城市教委委嘱の「学校マネジメント」に焦点を当てた研究発表で、市内外から多くの先生方が集まり、「教育活動の見直し」「校務の効率化」「ICT」について協議しました。

教職員の多忙化が叫ばれても、この種の研究は放置されてきました。しかし、学校経営上、欠かせない事柄です。当日は、玉置崇海部教育事務所長はじめICTに造詣の深い指導主事で「新城市におけるICTの重要性と課題」と題してパネルディスカッションが行われ、課題を提起しました。

同日、愛知県義務教育問題研究協議会が名古屋で開催されました。この協議会は、愛知県の今後の義務教育の重要課題を協議する機関で、新指導要領の最重要課題の一つである言語活動を取り上げ、「児童生徒の言語活動の充実を図る指導の在り方について」協議しています。

今回は、愛知県下、小学校717校、中学校304校の、言語活動に関する実態調

査アンケートをもとに、調査結果と、分析と課題について協議しました。言語活動の一番の課題として、「話すこと、聞くこと」を8割近くの学校があげていましたが、ここは、発信の内容が肝心で、「読むこと、書くこと」の重要性が協議のなかで指摘されました。新城教育で推進している「三多活動」は、まさに、言語活動の中核をなすものと思われました。

20日の金曜日には、東三河委員長・教育長会議、東三河教育委員研修会を、新城市としては、初めて開催しました。永田清愛知県副知事も来訪され、冒頭、東三河県庁が4月スタートし、東三河事務所と新城支所を一元化した東三河総局で、企画立案と調整に関わる事業を進めるとの説明がありました。続いて行われた、第36回東三河地区教育委員研修会では、講師に新城市中宇利出身の、豊田自動織機副社長の安形哲夫氏の講演を聴きました。「私がトヨタで受けた教育について」と題した講演は、学校教育で学ぶべきところの多い内容でした。

「トヨタの人を育てる文化」についての語りで、「自分を育ててくれたトヨタの先人達」ということで、多くの師、先輩たちとの邂逅が、現在の安形氏をなしたことが、よくわかりました。いくら人物が優秀であっても部下を育てなければ管理職としてペケとの発言は、そのまま校長、教頭にもあてはまるものです。

私なりに印象深かった話題は、「なんでだ?を5回。物事は機能・目的から考える!」というトヨタの5WHYの話と、「性格なんぞ変わらん。だけど行動は変えられる!」という、「営業に携わる者は基本的に明るくなくてはならない、ネクラであってもネアカのふり、性格は変わらないが、行動はマネできる、その努力をするかしないかが問題なのだ」という話です。

1月21日、土曜日には、文化会館小ホールで「高校生の祭典 in 新城」が開催されました。2回目ということで、昨年よりも多くの参加者がありました。入場者数は、午前の部（バンド）が211人で、午後の部（演劇、吹奏楽）が160人、合計371人でした。子供の数が激減するなか、青少年の熱いエネルギーを大切にしていきたいものです。

23日、月曜日から27日、金曜日にかけて1週間、26小中学校の校長と人事面談を行いました。任用試験の結果、新たに名簿登載される校長、教頭が決まりましたので、前回の面談での校長意見を尊重しつつ、各学校の活性化、各人の適材適所、新城市全体の教育などを考慮して、教員配置について面談を行いました。これをもとに、第4回の校長人事面談に向けて検討を進めてまいります。

当面の課題につきましては、市内幼小中学校のインフルエンザの流行が心配されます。

1月23日（日）鳳来中部小学校で出席停止者数が33人を数え25日まで学校閉鎖としましたが、翌24日（月）の状況は、市内全体で36人、8幼小中学校は0人でした。

内訳では、鳳来中学校が19人と多く、他は一桁でした。「うがい、手あらい、顔あらい」の励行で感染拡大を防止したいものですが、A型ウィルスはかなり感染力

が強いとのことですので気をつけてまいりたいと思います。

それから、24年度「教育方針」ですが、3月市議会冒頭で、市長の「予算大綱説明」のあと、教育長の「教育方針」説明をします。平成24年度は、合併後、これまでに行ってきたさまざまな教育改革・組織改革、社会教育改革の見直しとともに、6年間積み上げてきた、新城の三宝にはじまる新城教育の充実を図るとともに、共育の具現化を加速化させていきたいと思います。

各課の主な事業でございますが、教育総務課では、中学校の新学習指導要領の実施にともなう剣道用具など教材・教具の整備。山吉田地区と作手地区の、25年3月末までの閉校にかかわる事務、25年4月の新設校開校に向けての事務。鳳来北西部、東部地域の再配置推進があります。施設整備といたしましては、山吉田地区新設小学校の建設・整備、新城小学校屋内運動場改築、新城小学校北校舎屋上等改修工事があります。

学校教育課では、地域協働による共育を推進します。新城の三宝、体・徳・知の向上、三多活動などの深化を図るとともに、市内一斉学校公開日の設定など「共育の仕掛け」を考えていきたい。また、「新城教育基本計画策定委員会」を設立し、今後の新城教育のあり方を検討していきたい。一方、「へき地小規模校キャリア教育」を充実させ、市内他校や都市部校との交流学习を進めていきます。不登校やチャレンジ事業、教師力向上のための研修機会の充実も図っていきます。

生涯学習課では、公民館施設の地区譲渡事務の推進、図書館システムの更新と図書館まっりの開催、三つのしつけの啓蒙活動をしていきます。

文化課では、「愛知県民茶会」の新城市開催の支援、新城市文化事業、文化財保護事業の推進、施設的には、文化会館の受変電設備の改修工事を実施していきます。

スポーツ課では、市民スポーツの振興のために、スポーツ推進委員の活動や体育協会、スポーツ少年団などの活動を支援していきます。また、新城ラリーなど新城の自然を生かしたDOS地域再生事業や新城マラソン大会を開催していきます。また、新庁舎建設にともない市民体育館が取り壊される予定となっており、代替施設としての総合体育館調査研究事業を始めます。

委員長

ありがとうございました。それでは何かご質問がありましたらお願いします。

委員

生涯学習課の3つのしつけの啓蒙活動というのは、どういう内容のものでしょうか。

生涯課長

旧新城市で進められてきた、「あはは運動」で、特に小学生を対象にすすめられてきた「ハイ」という返事するとかいったものです。合併後、鳳来や作手地域では知られていませんが、子育て、子ども教育では必要なものであるということで、全市的に広めて行こうという中で、24年度に小学生を対象に3つの躰を啓蒙するための下敷きを配布しようと予算化を考えております。各世帯への周知も引続き考えていきたいと思っております。

委員

今の質問の3つは何ですか。

教育部長

「あはは運動」と言って、「あいさつ先手」「ハイと言う返事」「履物をそろえる」という頭文字をとっています。旧新城のスローガンでありました。躰の基本となる部分です。

委員

教育総務課で剣道用具の予算化ができていますが、新年度から柔道をする学校はありますか。最近新聞で、柔道は授業でも部活動でも死亡とか重症の事故の危険率が高いそうですね。体育の先生で柔道をやっている先生がどのくらいいるか分かりませんが、初心者が柔道を教えることがいいのかと思うのですが。

学校教育課長

今、マスコミが大きく取り上げていますが、現在の武道は選択というかたちでやっております。来年度からの新学習指導要領で武道が必須になります。柔道もその1つになっております。剣道、柔道、薙刀、相撲、もう1つあったと思いますが、その中でやります。新城市は、伝統的にどの学校も剣道をやっていますので、剣道がベースになっています。現在、学校として柔道着を持っているのが3校あります。今年の実況ですが、その中で指導のできる者が入って学校が2校、1校は柔道着がありますが指導できる者がいません。現時点では、来年度その学校に指導ができる者が配置されたときに柔道を行います。他の学校は、剣道をベースにおこないます。新城市においては、すべての学校で柔道を行う方向にはなっておりません。安全を確保したうえで行います。

教育長

3校は、千郷、八名、新城中学校ですか

学校教育課長

千郷、新中には、今、指導できる者がおります。八名は、資格を持ってなくて指導ができる者がいますが、今の状況ではやりません。

委員

部活はどのくらいありますか。

学校教育課長

柔道については、市内、ございません。

委員

やることにしたら、安全対策を取ってください。

学校教育課長

はい。

委員

そのためには、日本全体の準備期間を考えたときに、安易に国が決められているような気がします。どの先生もある程度やれるとか、相当な準備をして危険がないという状

況を作らないといけないと思います。私は、敢えてそんなことをやらなければいけないのかと思いますが、やるとしたら、命に直結する授業は、どうしたら安全な柔道教育ができるか、今から研究したほうが良いと思います。

別の質問ですが、新城マラソンのときに、何で、鉄砲隊のアトラクションをしなければいけないのですか、新城マラソンと関係ないと思うのですが、走る選手が冷えてしまうような事をしてはいけないと思います。何のためにやっているのですか。

スポーツ課長

私もよくわかりません。実行委員会においても何で鉄砲をやるのかという話も出ましたが、特段、理由を知っている人もいませんでした。そのほか太鼓とか、東郷東小学校の騎馬隊もあります。たぶんイベントを盛り上げるために、実行委員会からお願いしたのではないかと思います。

委員

私の質問は、何でやられているかということもありますが、その裏では、それはやめたほうが良いのではないかと、選手のことを思うと何が目的なのかははっきりしなくなってしまう、参加者も増えてくれば、ひとつの行動を起こすのにも時間がかかるわけですから、個人的な意見としては、マラソンには相応しくないから、他のところで活かして、選手になるべく早くスタートしてマラソンに集中してもらおうようにもっていくのが筋ではないかと思いますが、検討していただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

教育長

教育方針については、ここにあることを骨子として、肉付けをしていきたいと思えます。

委員長

よろしく申し上げます。

日程第3 協議・報告事項

(1) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長

日程第3協議、報告事項(1)新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

生涯学習課長

3月市議会の定例会に上程を予定しております、公民館条例の一部改正について説明させていただきます。

条例改正の中身が2つあります。1つ目は、国の地域主権改革による地方への権限移譲等に関する法案で平成24年4月1日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、社会教育法の

一部改正が行われました。これによりまして、これまで社会教育法の第30条第1項で定められておりました、公民館運営審議会委員の委嘱の基準が削除されまして、この基準につきましてもは文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体が自らの条例で定めるとされたことに伴い、委嘱の基準をこの公民館条例の中で定めるものです。公民館運営審議会委員の委嘱の基準につきましてもは、文部科学省令で定める基準を本市は準用しまして、議案にありますように、運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱すると定めるもので、この文言は、これまで社会教育法で定められておりましたものと同文になります。

もう1点は、公民館施設の地区への移管の関係ですが、これまでに既に6館報告しております。今回、地区から施設の移管要望をいただきました、富沢公民館、竹広公民館、富岡公民館を、条例から削除するものです。

委員長

ありがとうございました。

この件につきましても、ご質問等ございましたらお願いします。

教育長

竹広の公民館は、新築計画はどうなっていますか。

生涯学習課長

平成24年度に企画課の補助金を受けて建て替える予定になっております。

富沢につきましても、平成24年度に企画課の補助金を受けて建て替える予定になっております

教育長

地元で公民館を移管して、そのあと集会所ができるという発想ですか。

生涯学習課長

そうです。公民館という位置付けはなくなり、地域の集会施設ということになります。

教育長

公民館という看板はなくなりますか。

生涯学習課長

名称については、規制がありませんので、地元におまかせになります。

教育長

移管した公民館を統括するのは、どこになりますか。

生涯学習課長

地域の集会施設は、地元の施設になりますので、市で統括する部署はなくなります。

教育部長

施設としてではなく、そこを核として行われる公民館活動・生涯教育活動というソフトウェアの部分をまとめるのは従来どおり、生涯学習課が担います。

教育長

ハードはまったく、地域の施設ということで、所管するところは無しですね。

生涯学習課長

これまで、新城地区におきましては、条例にあがってはいるのですが、実際に施設を維持管理しているのは地元ですので、市の施設としての位置付けではなく、地元の施設とするよう方針が出されております。

委員長

既に6館移管していますが、地元から要望があれば移管するのですか。

生涯学習課長

基本的に地元で受けていただきたいということで、位置付けは市の施設というかたちになっていきますので、地元に移管するには、何がしか書面が必要なものですので、要望書を提出していただいております。

教育部長

元々、市の施設をどういうふうにするか検討されまして、公民館は地元で維持管理しているので、実態に合わせるほうがいいので、地元に移管する決定がなされました。その決定に基づいて地元と協議をして、地元との協議が整ったところから条例から削除していきます。協議が整ったことの証の書類ということで要望書をいただいております。

委員

以後の修理等は、地元の負担になるわけですね

教育部長

現在もそうなのです。

委員

移管することによって何が変わるのですか。

生涯学習課長

条例から名前が外れます。地元に移管地縁団体をつくっていただければ所有権移転登記まで行います。

委員

完全に地域のものになってしまうということですか。

生涯学習課長

そうです。

委員長

他にございませんでしょうか。

それでは、この件につきましてご同意をいただけますでしょうか。（全員はい）

では、よろしく申し上げます。

日程第3 協議・報告事項

- (2) 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員長

日程第3協議、報告事項（2）新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

文化課参事

条例の中で非常勤のものの報酬に関しまして、博物館の館長、運営審議会委員、学術委員、顧問の報酬が関わってきます。今回、改正をお願いする部分は、学術委員及び顧問に関する報酬について削除するものです。鳳来寺山自然博物館の学術委員及び顧問につきましましては、博物館の管理及び運営に関する規則で定められておりまして、それに対しまして、条例に定めた報酬を支払っておりました。条例に定めないところによる、非常勤特別職に対しての報酬の支払いの整合性を整えるという意味で、条例中の学術委員及び顧問の削除をしたいということです。これにつきましましては、監査委員からも指摘がありまして、今後、謝礼での支払いに整えていくものです。

教育部長

補足をします。非常勤特別職は、市の附属機関という位置付けになります。その委員さん方には、報酬を払います。報酬を支払う根拠が新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定めてあります。附属機関であるためには、設置根拠が必要となります。それは、法律あるいは条例によらなければならないという原則がありまして、今回の、学術委員さん及び顧問につきましましては、運営規則を根拠にしておりまして、附属機関ではないという位置付けになってしまいます。ですので、今回、学術委員さんと顧問を外すというかたちをとっております。この件は、この2つの職だけでなく、全庁的にいろいろありまして、附属機関の根拠が法律または条例によらなければならないという原則が新城市の中にしっかり、反映されていなかった実態がありまして、それが、今回、浮き彫りになってきて、直していきましようという動きの1つがこれです。教育委員会には他にもありますので、今後整理をして、教育委員会議に諮ります。

今、学術委員さん及び顧問につきましましては、日額 15,000 円の報酬を支払っておりますが、今後、条例の改正がされた後には、同じ金額を報償費で性格的には謝礼で支払っていきます。実態が、これによって低下するとか後退をするというような心配はないという判断をしております。

委員

学術委員とか顧問が無くなってしまおうのですか。

教育部長

それは、このままいきます。

委員

今の話は、費用弁償だけの話で、学術委員、顧問はそのままですね。

教育部長

全く、そのままです。

委員長

それでは、この件につきましてご同意いただけるでしょうか。（全員はい）
それでは、よろしく申し上げます。

日程第3 協議・報告事項

（3）山吉田地区新設小学校名について

委員長

日程第3協議、報告事項（3）山吉田地区新設小学校名について説明をお願いします。

教育総務課長

山吉田地区新設小学校名については、1月8日の臨時の教育委員会議においてご協議をいただいております。3つの案が示されておった訳ですが、これを地域で1つに絞っていただきたいということで、書面を作りまして委員さん方にもご覧をいただいております。それを受けまして24日に平田会長に部長と私が依頼に行きました。ちょうどその夜に役員会があるということで、いいタイミングでした。その役員会の中での協議の結果を25日の朝いただきました。その中で、結果としては、準備委員会で決定したことは、3案を準備委員会で出してこの3案で教育委員会並びに市長で、決定をしてもらおうということで準備委員会が決定した事項であるので、それを役員会の中で1つに決定することは難しいので、役員会の中で決めるにしても、役員だけで決めたということになるのは、あとあと言われるのは酷なところがあるので、準備委員会では教育委員長さんに来てもらってという話もあったのですが、最終決定については、教育委員会の決定ではなくて、市長の決定ですので、教育委員長さんが向うの会議に行かれても、今の状況と同じですよということでお話をさせていただきました。

その後、向うの役員さんが4名みえるわけですが、4名の役員さんと教育委員さんの間で懇談の場を設けてほしいという要望がありました。たぶん、懇談の中でそれぞれ意見を出し合って、教育委員会との話合いの中でこれに絞ったというかたちで出していきたいということかなと私は感じております。

要望があったことについては、懇談の場を設けていただけるかどうか、検討を今日の教育委員会会議の中で協議事項というかたちで出させていただきます。

委員長

ありがとうございました。説明についてご意見がありましたらお願いします。

教育総務課長

補足ですが、平田会長に行ったときに、3月定例会にはあげないというかたちで報告させていただいております。ずうっと残る学校名ですので、拙速に決めてはいけないので6月の議会に挙げていきますので、その前に、役員さんと教育さんとの懇談の場をぜひ設けていただきたいという要望でした。

委員長

委員さんどうでしょうか。

委員

そっちで決めよ、そっちで決めよと言っているようでは、1回やればよいと思います。やること自体問題はありませんね。

教育総務課長

ないと思います。

委員

やること自体は問題ないけれども、何のための懇談ですか。最終的には名前を決めるということです。そうしたら、何を懇談するかということです。3案の中でどうかたちで決定するかという懇談ですか。私達は、地元で決定してくださいと言っています。準備会は、こっちで決めてくださいと言っています。だから、懇談ではなくて、どうするかということをトップ同士で話し合うか、懇談しても同じことの繰り返しです。例えば、私に、地元の方が教育委員会にお願いしますと言って来た時には、私は、相変わらず地元の名前は地元で決めてくださいと言います。準備会では、市長教育委員会で決めてもらうと決めて、懇談会を申し入れているのだから、同じ平行線です。その解決策を探り解決ができる懇談ならいいですが、見通しのない懇談になりはしないかと思います。結局、もの別れになるのならやらないほうがいいし、やるのなら、一定の結論を出すための、事前の話し合いとかしないと、かたちばかり作っていてもしょうがない気がします。

委員

私は、懇談会というよりも、前回、話し合ったときにも、この会議に地元の人達も来て一緒に話が出来なかつたかと思いました。話題になったように黄柳川にどれだけ地元の人達が愛着というか思いを寄せているか、鳳来という名前にどれだけ愛着をもっているのか、というようなことを確かめながら両方で話し合っていくのがいいと前回のときに思いました。

委員長

話し合うということですか。話し合うということは、何かを生み出すという。話し合うのは、何かをもんで新しいもの出すということです。

委員

結論に向かう要素のある懇談ならいいですが、話は最終段階に来ています。最終決定をするときに、やり取りをして教育委員会では、地元で決めてくださいという結論を出しました。それに対して地元では教育委員会ではなんとかしてほしいという思いがあるから、懇談を1回やりましょうと、ただの懇談をしていてもしょうがないので、地元の方の懇談は、私達の意見を聞いて教育委員会で決めてくださいと言う主張をすると思います。そのための懇談です。私達は、今までの結論では、将来に渡る校名については、地元を一番良く知っている地元の方で決めてくださいというのが今の結論です。懇談をすること自体は、時間を惜しむ訳ではありませんが、何を懇談するのか、3案がどのように生まれてきたのか、説明をするための懇談なのか、本来こういうものは、どちらが決めるものかということも懇談するのか、何をもって懇談するのかということです。ただ、仲良くなるとかいう話ではありません。これは、決定をするた

めの懇談だと思うので方向性をきちっとした懇談会でないとかたちを作っただけの懇談会になると思います。

委員

校名を最終的に決めるのは、市長ですね。

教育部長

設置者は、市長ですので、市長が決めます。

委員

その案を、市長のところに持って行くのは、教育委員会ですね。

教育部長

教育委員会です。

委員

教育委員会は、地元の案を受ける段階で、地元と教育委員会の間がごちゃごちゃしているの、文書がいたり来たりしているよりは、一か所に集まって話あったほうが、早く確実かと私は思います。

委員

だが、何を話し合うのですか。

委員

どれにするか話し合います。地元はこれにしたいと。

委員

それがあれば、問題はないのです。

委員

それを言われると、座っているだけでは困ります。

委員

地元は、それで教育委員会に持って来ているわけですから。要するに地元では決められないわけです。

委員長

なぜ、3つの中から決められないのですか。委員どうしてきめられないのですか。理由が分かれば私達も納得しますが、何か理由があるのですね。教育委員会としては、出来ない理由をかぶる訳です。

委員

やっぱり、山吉田にならんかという声が強いということですかね。

教育部長

それは、もう無いです。

委員

どう考えても、地元の人が3案で悩んでいるのに、教育委員であっても、地域の伝統とか風土を何も知らないのに決めてくれと言ってくるほうが、無理だと思います。やはり、地元で多数決なんなりして決めると、あるいは、その懇談の中で両者全員が多数決で決めるというふうにするのか。教育委員会の気持ちとしては、地元のことは

地元で最終決定してくださいというのが結論です。

教育総務課長

今、平田会長と電話が繋がり、教育委員会としての結論でそちらにお願いしましたということをお伝えしました。会長さんからは、3校に絞った経緯等を説明しながら懇談をしたいということで、その懇談の場において地元で決めてほしいということであれば、またそれなりに考えますというご返事でした。

委員長

ひとつ疑問があるのですが、なぜ、地元で決められないのでしょうか。そこを推測でもいいのですが、そこがわかれば。

教育部長

分からないというのが、正直なところですが。個人的な推測ですが、山吉田という名称が外れた事による学区内でのゴタゴタがあったことは、準備会でも承知しています。そういった中で準備会としてこの3案に絞って、教育委員会に挙げる方向でずうっと苦勞して3案にしてきた経緯を考えますと、今回、差し戻しで「はいそうですか」とは言えないところがあるのではないかと思います。

私どもは、3案に絞って来た細かな経緯は、委員さん方に説明するものは持ち合わせていないものですから、その辺の話だけ聞いて、おそらく結論は今の教育委員会の中の結論と変わらないと思いますが、そこで、もう一遍教育委員の中では1つに決定することはできないと、申し訳無いけれども、地元で1つに絞ってきてほしいということを、教育委員さんと直接顔を合せてそういった結果になれば、おそらく、会長さんも地元に戻ってやられるのかという気がするのですが。

委員長

フェイス to フェイスで返事がほしいということですか。今と同じ結論を出すとしても、顔と顔を合せて返事をすれば、納得して返事を持ち帰ってくれるということですか。

教育総務課長

今までは、形式上、文書で来て文書で回答をしているということで、細かな経緯について私どもは分かりませんので、意見を聞いてほしいという中で、できたら教育委員会でという話がありましたが、教育委員会の意見としては、文書で回答した内容ですけれどもと確認はしましたが、懇談会でそうなれば、考えますというご返事でした。

委員長

ご意見をいただきたいと思います。

委員

地元の方の、ある意味面子を立てる意味で懇談を持つことであれば、それはそれで対応すればいいと思いますが、一定の結論を出すための懇談であるならば、ルールといますか、準備会4名、教育委員6名で票決をとってトータルの過半数で決めるか、どちらかに決定権を与えることについて協議会とするか、どういう風に結論を出すかというものを持たないといけないと思います。決定をする事になると、こういうルー

ルの下でこういう風にした結果こういう風になったと地元の人が納得するようなものでないと、要するに教育委員会で決められたものだというものが残ってあと後それが火種になるようでは困るので、そこのところを無いようにするためには、どうしたらいいかという話合いならそのルールを、要するにどうやって決めるのか3校の内容を聞いておってもしょうがないのです。1つにする段階に来ているのでそのことを決めるために、地元と教育委員会が話し合う。教育委員会に全面的に任せるということで、地元が納得するのかどうか、一切異議を言わないというところまでしてくれるのかという話合いならいいと思います。

こうなると、どちらかで決めるというのは難しいから、最終的には、準備会4名と教育委員6名が投票して多数決で決めると、どちらかが決めてしまったというやり方はまずいと思います。教育委員会が決めたというのはいけないと思います。地元の人が入って協議して最終結果、出たものに対しては異議なしでいくと、前もって会議の着地点をはっきりしたうえでの懇談会でないといけないと思います。着地点をどこに置くか事前に決めておくといいのではないかと思います。地元の入らない教育委員会だけの一方的な意見は後から問題が出ます。やり方は、ルールを先に決めれば、その決まった線に沿ってやっていくしかないと思います。今、言ってくるということは、何回やっても同じです。結論が出ない懇談会をやっても同じ事になります。

教育部長

教育委員会としては、双方に好ましい最善の着地点を見出したい。そのためには、準備会の役員さんと教育委員さんが一堂に会して最善の結論を出す気構えで協議の場を設定するべきで、そのためには、ルールを決めたうえで協議に臨むようにしないとイケない。という意見ですね。

委員

はい。

教育部長

今の考え方は、準備会に伝わってないものですから、教育委員会に諮って、結論は今の結論でありましたと準備会に返します。どういう反応を示すか分かりませんが、教育委員会としては、そういうかたちでないと協議の場は難しいのではないかと伝えます。

委員

懇談そのものを嫌っているものではありませんが、ここまで来たから、実のある、結論が出る段階にしてほしいということです。したいということです。

教育長

人数的には、こちらが6人いるから、準備会も6人してこないとまずいですね。

委員

最後の投票になったときは、個人個人の判断でいくということですね。

教育部長

そうですね。

今の、ここでの議論が現段階での教育委員会としての総意だということで、準備会に投げかけて行きます。

委員長

今のご意見でよろしいでしょうか。

委員

6人、6人で出して、最終的に投票なり話し合いで、結論が出なければ多数決で決めるということです。一定の懇談をしたうえで、平行線であったら、その辺は事前に打合せしておいていただきたいと思います。

教育部長

それでは、そんな具合で再度、地元投げかけます。

委員長

それでは、お願いします。

日程第3 協議・報告事項

(4) 学校給食費未納に対する対応について

委員長

日程第3協議、報告事項(4)学校給食費未納に対する対応について説明をお願いします。

教育総務課長

学校給食につきましては、それぞれの学校園において献立委員会で検討したメニューで実施しております。給食費の徴収方法につきましても、学校によりいろいろありますけれども、現状としましては、給食費が収入しきれてないという状況にあります。こうした中で学校では、学校職員が滞納の家を訪問したり、保護者との懇談会の場で納付の依頼を行っています。未納の理由としては、経済的な理由とかそれ以外の理由とか様々であるかと思うのですが、経済的な理由となりますと、市で行っております就学援助費ですとか、子ども手当の中から出していただくとか、生活保護世帯におきましてはそこから出していただくとか制度の活用があります。

それ以外の方におきましては、未納の納付を進めていくのが正しい方法かと思うのですが、こういった未納の対応について、校長会においても学校としてどう対応すればよいかという意見もありましたので、教育委員さん方のご意見をいただければと思います。協議事項に載せさせてもらいました。

委員長

未納の人達から、どういう風にしてお金をいただくかということですね。

教育総務課長

資料として出しました、国からの学校給食費の未納問題の対応の留意事項も参考資料としてつけました。ここに書いてありますような家庭訪問や文書や電話によって納めていただければ、問題はないのですが、そこら辺ができないということがあってこうした未納額が出ている状況です。

委員長

こども手当とか生活保護費から、まだ法律的には落とせないのですか。

教育部長

子ども手当につきましては、一昨年から制度が始ったのですが、最初の1年は天引きが不可でありました。今年度支給されているものにつきましては、それが可能になりました。ただし、受給者の承諾が必要という条件がついておりますが可能になりました。今年度の滞納はそれで、保護者の承諾があればできるのですが、過去の分については、天引きができません。

給食費の滞納問題は非常に難しい問題でありまして、今教育委員会で考えているのは、なぜ、滞納が発生しているのか、原因をしっかりと押さえる必要があります。大きく分けると経済的な困窮によるものとそうでないものの2つの要因があると思います。経済的な困窮による滞納は、保護の制度を活用して滞納を解消していくことができます。問題は、払えるお金があるにもかかわらず支払をしないものです。まずは督促行為をしていく必要があります。現在は、学校の先生方が当たっております。最終的には法的手段に訴えなければ取れないこととなります。今、法的な手段は研究しております。支払督促という裁判所を通してする方法があるものですから、弁護士さんに相談をしております。最終的には、法的な手段を行うことがあります。それが、滞納状態を解消する手段です。

もう一つ、現に滞納が発生してしまっているものですから、給食費に穴があいている状態をどうするか。補てんをどういうかたちでしていくか、これは非常に難しい問題です。

これも、まだ、調査不足のところがありまして、先程の滞納の事由・原因も個別に分析しなければならない。各学校で独自に給食会計を持って経理をしておりますが、その状況も調査して実態把握をしていかなければいけないこともあります。

そういった問題が出てきておりますので、最近、滞納の額が膨らんできつつあります。一昨年リーマンショックがありまして、あれ以降増えてきている傾向にあります。

この滞納問題を考えていきますと、派生する議論として、今、各学校で給食会計を持って独自に経理をしています。これは、私的な会計です。それを、公会計でやるべきではないかという議論が出てきます。公会計でやるということは、一般会計予算に組み込んでやります。給食費を入れるのは問題がないのですが、毎日の支払いの事務が増えてしまいます。新城市ではそれぞれ独自に自校方式でやっていますので、各学校で会計処理をしなければならなくなり、事務が増えますので、すぐ移行させる訳にもいきません。この滞納問題は奥の深い問題です。

今日、ここで挙げさせていただいたのは、しっかりした具体策を持ち合わせていなくて恐縮ですが、基本的な方向は、経済的な理由には福祉関係の制度を利用する、そうでないところには、最終的には法的な措置も踏まえたかたちでの対応をさせていただきたいということ、それから、穴があいている滞納分については、時間をいただいて検討させていただきたいということ、給食会計の公会計化も合せて教育委員会の課

題として今後検討していきたいと考えております。

その辺について、ご意見がありましたら承りたいとおもいます。

委員長

3つありまして、最後は法的手続きに訴えたいと言うこと、穴があいたところに対して時間はかかるけれどもどうにかしていくこと、給食会計のことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

法的手段に関しては、皆さまいかがでしょうか。

教育部長

これは、最後の最後です。

委員

これは、新城だけの問題ではないのです。どこかで、参考になるような例はないですか。

教育部長

これだという決定的なものは見当たらないです。

教育長

センター方式でやっているところは、ほとんど公会計でやっているから、穴があいたら公会計で埋めることができるのですが、自校方式でやっているのと、事務量がとても多くなってできる問題ではないです。

委員

穴があいたら、市が補てんすると、払わなくて済んだ人はそのままOKになってしまう。今までは、見逃さなくてはならないということですか。そういうのが、まん延すると困ります。払わないで済むのなら、と思う親も今はいます。

教育長

食べ得という状況を作ってはいけません。

委員

そういう雰囲気を作ったらどんどん増えてしまいます。

教育部長

そのために、法的手段も辞さないという覚悟をする必要があるのかと思います。

委員が言われた、補てんをどこでするのか、今は、私会計でありますので、公費で補てんをすることはできません。補てんをできるようにするためには公会計の中に組み入れるしかありません。公会計になれば、そこで欠損が生じても自動的に一般の税で補てんがされてしまいます。そうすると、学校現場の事務量が膨大になってしまいます。そのへんも、学校の事務職の研究会に検討してもらおうよう考えております。

委員長

では、そのようなかたちですすめてください。

日程第3 協議・報告事項

(5) 平成24年新城市成人式の結果について

委員長

日程第3協議、報告事項（5）平成24年新城市成人式の結果について説明をお願いします。

生涯学習課長

今年も、午後1時30分からの記念行事には、ほぼ入場できました。参加の状況は、該当者数が536名で住民登録のある方、外国人登録のある方、住民登録が無く申し込みのあった方の合計です。外国の方は13名です。出席者は、472人で、出席率が88.1%で、ほぼ昨年と同率でした。

中学校卒業時で見ますと、卒業時の人数が513名に対して出席者が472名の92%で、前年よりは多少伸びています。

全体で見ますと来賓の方、ご家族、一般の参加者を加えて約753名で、前年と比べますと41名ほど少ないですが、新成人の対象者数が少なくなっていますので、前年と同じくらいかと思えます。

式の内容ですが、新成人の代表者に誓いの言葉から、当日の司会進行、記念行事の決定などに携わっていただき実施をしております。

委員長

ありがとうございました。それでは、成人式につきましてご質問ご意見がありましたらお願いします。

それでは、次に移ります。

日程第3 協議・報告事項

（6）第36回新城マラソン大会の結果について

委員長

日程第3協議、報告事項（6）第36回新城マラソン大会の結果について説明をお願いします。

スポーツ課長

新城マラソン大会は、エントリーされた方が2,935人で、実参加者数につきましては2,675人で参加率は91%を超え、過去最高となりました。昨年は、雪の関係でエントリーに対して参加した人は79.68%でした。一昨年は94.39%でした。

資料に、エントリーの段階で、男女別、年齢別、住所地別等にまとめてありますのでご覧いただきたいと思えます。

一番心配しておりました、駐車場の関係ですが、三菱電機新城工場の駐車場を借りまして、想定では500台位になるのかと思っておりましたが、111台の利用がありました。前もって臨時駐車場の案内を通知してありましたので、乗り合わせで来てくれたり、時間に余裕を持って参加してくれたと思えます。また、参加者を送ってきて車は駐車場には止めない方もあったようです。良い面が重なってなんとかスムーズにできたと思っております。

委員長

ありがとうございました。マラソン大会の結果について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

男女で最高年齢は何歳ですか。

スポーツ課長

男性では、新城市の山崎朗生さん 81 歳です。女性は、西尾市の黒田巴さん 74 歳です。

委員長

他にございませんでしょうか。

それでは、次に移ります。

日程第 3 協議・報告事項

(7) 平成 23 年度卒業式について

委員長

日程第 3 協議、報告事項 (7) 平成 23 年度卒業式について説明をお願いします。

学校教育課長

前回、ご臨席いただくところにつきましては、それぞれ決めていただきましたので、残りのところにつきましては、教育部の中そして総務部長と鳳来と作手の支所長にお願いし 25 校に対応します。

今日、ご連絡しますのは、2 月の教育委員会議で告辞案についてまとまりをつけたいと思いますので、それまでに事務局で素案を作り、素案をお届けし、ご意見をいただきながら進めてまいりますのでよろしくをお願いします。

委員長

ありがとうございました。よろしくをお願いします。

他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

次回の定例会議は、予定では 2 月 23 日、木曜日となっておりますがよろしいでしょうか。

時間は、1 時 30 分から研修会で、2 時 30 分から定例会ということでいかがでしょうか。

では、よろしくをお願いします。

長時間に渡りありがとうございました。

以上で 1 月の定例教育委員会議を終了いたします。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記